

契約保証・前金払保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前金払保証について、下記のとおり電子証書等による取扱いを開始します。

記

1 電子化の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
(1) 保証事業会社 (※1)	契約保証	契約保証証書
	前払金保証（中間含む）	前金払保証証書
(2) 保険会社 (※2)	契約保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

※1 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

2 電子化の対象とする案件

令和6年2月1日以降に養父市と締結する契約

3 電子証書等の提出方法

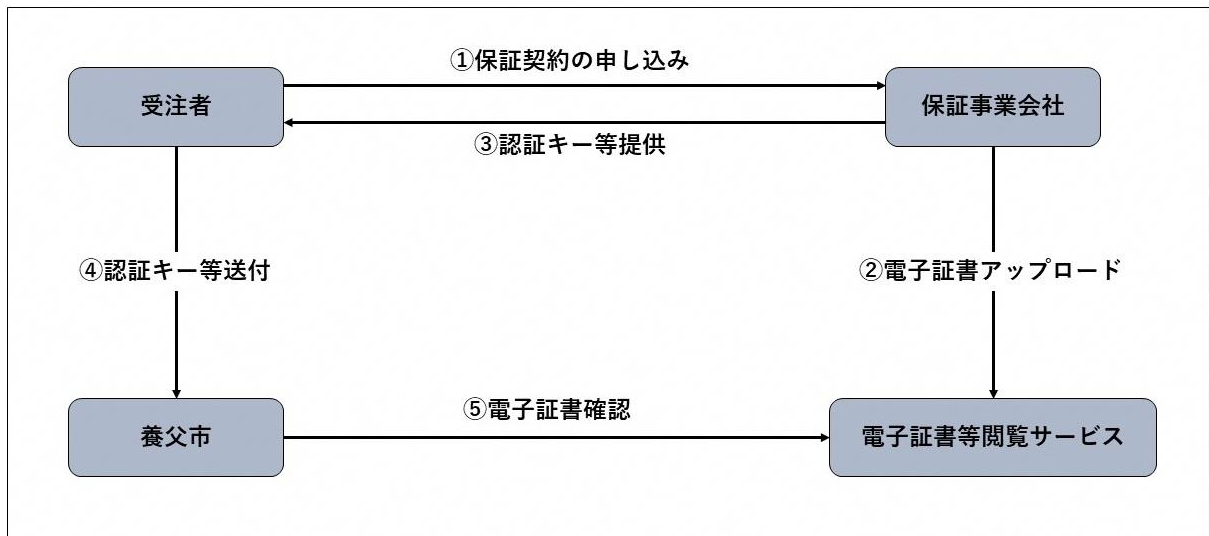
(1) 電子証書等閲覧サービスの利用（保証事業会社の場合）

ア 受注者が、保証事業会社へ保証契約の申込・契約

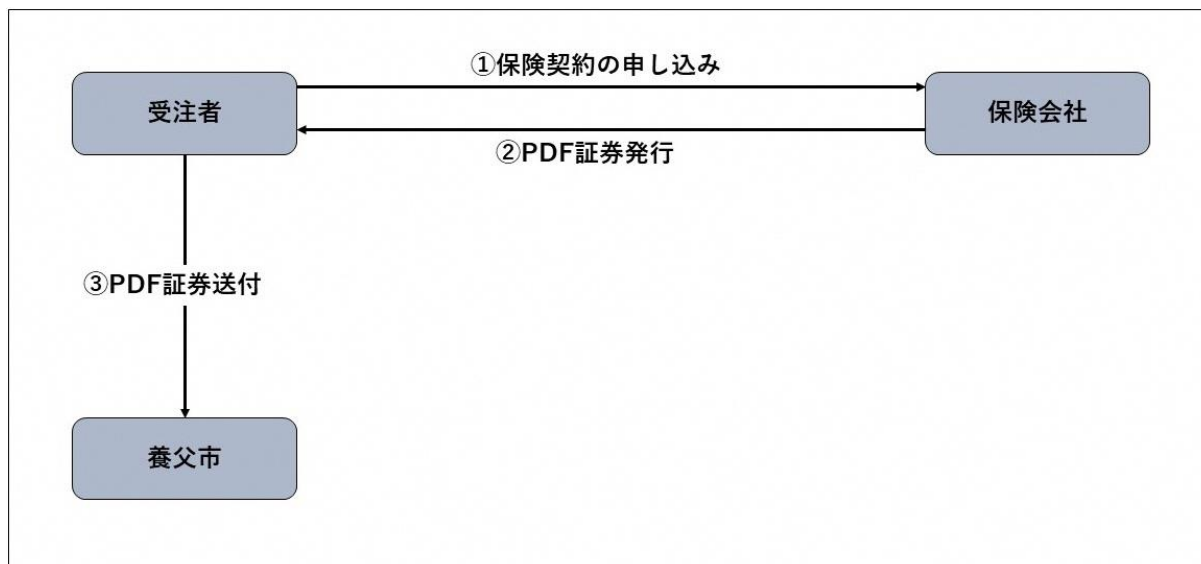
イ 保証事業会社が、閲覧サービス上に電子証書をアップロード

ウ 受注者が、保証事業会社から閲覧用の認証キーを取得し、市へメール送付

エ 市が、閲覧サービス上で電子証書を確認



- (2) PDF発行証券のメール送付（保険会社の場合）
- ア 受注者が、保険会社へ保険契約の申込・契約
 - イ 保険会社が、受注者にPDF形式の保険証券を発行
 - ウ 受注者が、市にPDF発行証券をメール送付
(※送信先Cc欄に保険会社指定のメールアドレスを含める)
 - エ 市が、PDF発行証券を開封
(※(2)の方式は、令和7年6月30日までの暫定措置)



4 留意事項

- (1) 紙の保証証書等の提出も、引き続き可能です。
- (2) 電子証書等の取扱いの詳細は、各保証機関へ問い合わせてください。